



令和4年度原油価格高騰等対策君津市 中小企業者支援助成金 - 申請要領 -

<申請受付期間>

令和4年9月1日（木）～令和4年12月28日（水）まで

問い合わせ

君津市役所経済振興課

【電 話】 0439-56-1531

【メー ル】 keizai@city.kimitsu.lg.jp

【受付時間】 午前9時から午後5時まで（平日のみ）

申請書提出先

〒299-1192 君津市久保2-13-1

君津市役所経済振興課 原油価格高騰対策補助金 担当 宛

I 補助金の概要

1 趣旨

原油価格高騰の影響を大きく受ける市内の中小企業に対し、かかった燃料費の一部を補助することで経済活動を継続できるよう実施するもの。

2 補助金額

Ⅲの対象要件を満たす中小企業が支払った補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く）の1/10（上限20万円、千円未満切捨て）を補助します。なお、申請は1事業者につき1回限りとなります。

II 補助対象経費

決算が確定した直近または、その1期前の事業年度において支出した燃料費（ガソリン、灯油、軽油、重油）

※上記燃料購入の際にかかった消費税及び地方消費税は対象外となります。

※上記の品目に対し、君津市以外から補助金が出ている場合は、それを差し引いた金額が補助対象経費となります。

III 対象要件

以下の9つの要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 中小企業基本法第2条第1項における会社（以下、中小企業という。）であること。（個人事業主は対象外となります）

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 卸売業	1億円以下	100人以下
② 小売業	5,000万円以下	50人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 製造業、建設業、運輸業 その他業種（①～③を除く）	3億円以下	300人以下

- (2) 君津市内に本社を有すること。

- (3) 事業内容が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号及び同条第3項に規定する風俗営業または性風俗関連特殊営業でないこと。
- (4) 君津市の同種事業の助成対象でないこと。
- (5) 決算が確定した直近又はその1期前の事業年度において燃料費が年間50万円（消費税及び地方消費税は除く）以上かかっていること。
- (6) 市税の滞納がないこと。
- (7) 事業を営むにあたって関連する法令、条例等を遵守していること。
- (8) 君津市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (9) 以下に掲げる業種を主たる業としていること。

補助対象業種一覧

日本標準産業分類	
大分類	細分類
鉱業，採石業，砂利採取業	石炭鉱業（石炭選別業を含む）、安山岩・同類似岩石採石業、大理石採石業、ぎょう灰岩採石業、砂岩採石業、粘板岩採石業、砂・砂利・玉石採取業、その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業、ろう石鉱業、長石鉱業、けい石鉱業、その他の窯業原料用鉱物鉱業、酸性白土鉱業、ベントナイト鉱業、けいそう土鉱業、滑石鉱業
建設業	一般土木建築工事業、土木工事業（造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く）、造園工事業、木造建築工事業、建築リフォーム工事業、大工工事業（型枠大工工事業を除く）、型枠大工工事業、とび工事業、土工・コンクリート工事業、特殊コンクリート工事業、鉄筋工事業、石工工事業、タイル工事業、床工事業、内装工事業、金属製建具工事業、木製建具工事業、屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）、防水工事業、他に分類されない職別工事業、一般電気工事業、電気配線工事業、一般管工事業、冷暖房設備工事業、給排水・衛生設備工事業、その他の管工事業、機械器具設置工事業（昇降設備工事業を除く）、昇降設備工事業、熱絶縁工事業
製造業	部分肉・冷凍肉製造業、肉加工品製造業、その他の畜産食料品製造業、水産缶詰・瓶詰製造業、海藻加工業、水産練製品製造業、塩干・塩蔵品製造業、冷凍水産物製造業、冷凍水産食品製造業、その他の水産食料品製造業、味そ製造業、しょう油・食用アミノ酸製造業、ソース製造業、その他の調味料製造業、ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業、精米・精麦業、パン製造業、生菓子製造業、ビスケット類・干菓子製造業、米菓製造業、その他のパン・菓子製造業、でんぷん製造業、めん類製造業、豆腐・油揚げ製造業、他に分類されない食料品製造業、清涼飲料製造業、果実酒製造業、ビール類製造業、清酒製造業、蒸留酒・混成酒製造業、製茶業、単体飼料製造業、有機質肥料製造業、製糸業、化学繊維製造業、化学繊維紡績業、毛紡績業、ねん糸製造業（かさ高加工糸を除く）、かさ高加工糸製造業、綿・スフ織物業、絹・人絹織物業、毛織物業、細幅織物業、その他の織物業、丸編ニット生地製造業、たて編ニット生地製造業、横編ニット生地製造業、綿・スフ・麻織物機械染色業、絹・人絹織物機械染色業、織物整理業、綿状繊維・糸染色整理業、ニット・レース染色整理業、繊維雑品染色整理業、綱製造業、漁網製造業、レース製造業、

製造業	<p>組ひも製造業、その他の繊維粗製品製造業、織物製成人男子・少年服製造業（不織布製及びレース製を含む）、織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む）、織物製乳幼児服製造業（不織布製及びレース製を含む）、織物製シャツ製造業（不織布製及びレース製を含み、下着を除く）、織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・校服製造業（不織布製及びレース製を含む）、ニット製外衣製造業（アウターシャツ類、セーター類などを除く）、ニット製アウターシャツ類製造業、セーター類製造業、その他の外衣・シャツ製造業、織物製下着製造業、ニット製下着製造業、織物製・ニット製寝着類製造業、補整着製造業、和装製品製造業（足袋を含む）、ネクタイ製造業、スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業、靴下製造業、手袋製造業、帽子製造業（帽体を含む）、他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業、寝具製造業、毛布製造業、じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業、刺しゅう業、タオル製造業、繊維製衛生材料製造業、他に分類されない繊維製品製造業、一般製材業、木材チップ製造業、造作材製造業（建具を除く）、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業、繊維板製造業、銘木製造業、床板製造業、木箱製造業、たる・おけ製造業、木材薬品処理業、他に分類されない木製品製造業（竹、とうを含む）、金属製家具製造業、マットレス・組スプリング製造業、宗教用具製造業、事務所用・店舗用装備品製造業、鏡縁・額縁製造業、オフセット印刷業（紙に対するもの）、オフセット印刷以外の印刷業（紙に対するもの）、紙以外の印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業、印刷関連サービス業、複合肥料製造業、塩製造業、環式中間物・合成染料・有機顔料製造業、プラスチック製造業、塗料製造業、印刷インキ製造業、ろうそく製造業、仕上用・皮膚用化粧品製造業（香水、オーデコロンを含む）、頭髮用化粧品製造業、その他の化粧品・歯磨・化粧品調整品製造業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）、その他の石油製品・石炭製品製造業、プラスチック板・棒製造業、プラスチック異形押出製品製造業、プラスチック床材製造業、合成皮革製造業、輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）、その他の工業用プラスチック製品製造業（加工業を除く）、工業用プラスチック製品加工業、軟質プラスチック発泡製品製造業（半硬質性を含む）、硬質プラスチック発泡製品製造業、強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業、強化プラスチック製容器・浴槽等製造業、発泡・強化プラスチック製品加工業、他に分類されないプラスチック製品製造業、自動車タイヤ・チューブ製造業、ゴム製履物・同附属品製造業、プラスチック製履物・同附属品製造業、ゴムベルト製造業、工業用ゴム製品製造業、他に分類されないゴム製品製造業、なめし革製造業、工業用革製品製造業（手袋を除く）、革製履物用材料・同附属品製造業、革製履物製造業、革製手袋製造業、かばん製造業、袋物製造業（ハンドバッグを除く）、ハンドバッグ製造業、毛皮製造業、その他のなめし革製品製造業、板ガラス加工業、ガラス容器製造業、理化学用・医療用ガラス器具製造業、卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業、セメント製造業、生コンクリート製造業、コンクリート製品製造業、粘土かわら製造業、その他の建設用粘土製品製造業、食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業、陶磁器製置物製造業、電気用陶磁器製造業、理化学用・工業用陶磁器製造業、陶磁器製タイル製造業、陶磁器絵付業、陶磁器用はい（坏）土製造業、その他の陶磁器・同関連製品製造業、耐火れんが製造業、不定形耐火物製造業、その他の耐火物製造業、碎石製造業、再生骨材製造業、石工品製造業、けいそう土・同製品製造業、鉱物・土石粉碎等処理業、石灰製造業、他に分類されない窯業・土石製品製造業、フェロアロイ製造業、製鋼・製鋼圧延業、鋼管製造業、磨棒鋼製造業、引抜鋼管製造業、伸線業、可鍛鉄製造業、鋳鋼製造業、鍛鋼製造業、鉄鋼シャースリット業、鋳鉄管製造業、銅・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）、非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く）、アルミニウム・同合金ダイカスト製造業、非鉄金</p>
-----	--

製造業	<p>属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く）、ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業、洋食器製造業、利器工匠具・手道具製造業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く）、手引のこぎり・のこ刃製造業、その他の金物類製造業、その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く）、建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）、金属製サッシ・ドア製造業、アルミニウム・同合金プレス製品製造業、金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）、粉末や金製品製造業、金属製品塗装業、溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）、その他の金属表面处理業、くぎ製造業、その他の金属線製品製造業、1ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業、金庫製造業、金属製スプリング製造業、他に分類されない金属製品製造業、はん用内燃機関製造業、空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業、エレベータ・エスカレータ製造業、工業窯炉製造業、印刷・製本・紙工機械製造業、包装・荷造機械製造業、鑄造装置製造業、プラスチック加工機械・同附属装置製造業、金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）、金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）、機械工具製造業（粉末や金業を除く）、フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業、サービス用機械器具製造業、娯楽用機械製造業、体積計製造業、測量機械器具製造業、歯科用機械器具製造業、医療用品製造業（動物用医療機械器具を含む）、写真機・映画用機械・同附属品製造業、集積回路製造業、液晶パネル・フラットパネル製造業、電子回路実装基板製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、変圧器類製造業（電子機器用を除く）、配電盤・電力制御装置製造業、電気溶接機製造業、内燃機関電装品製造業、その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）、その他の民生用電気機械器具製造業、電球製造業、X線装置製造業、電気計測器製造業（工業計器、医療用計測器などを除く）、医療用計測器製造業、携帯電話機・PHS電話機製造業、無線通信機械器具製造業、ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、ビデオ機器製造業、デジタルカメラ製造業、電気音響機械器具製造業、パーソナルコンピュータ製造業、その他の附属装置製造業、自動車製造業（二輪自動車を含む）、自動車車体・附随車製造業、自動車部分品・附属品製造業、船舶製造・修理業、船体ブロック製造業、航空機製造業、航空機用原動機製造業、その他の航空機部分品・補助装置製造業、フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業、その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、自転車・同部分品製造業、貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）製品製造業、貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）附属品・同材料加工業、その他の貴金属製品製造業、装身具・装飾品製造業（貴金属・宝石製を除く）、造花・装飾用羽毛製造業、ボタン製造業、針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業、その他の装身具・装飾品製造業、その他の楽器・楽器部品・同材料製造業、運動用具製造業、万年筆・ペン類・鉛筆製造業、毛筆・絵画用品製造業（鉛筆を除く）、その他の事務用品製造業、漆器製造業、麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業、その他の生活雑貨製品製造業、看板・標識機製造業、工業用模型製造業、情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）、眼鏡製造業（枠を含む、</p>
情報通信業	<p>歯科用機械器具製造業、医療用品製造業（動物用医療機械器具を含む）、写真機・映画用機械・同附属品製造業、集積回路製造業、液晶パネル・フラットパネル製造業、電子回路実装基板製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、変圧器類製造業（電子機器用を除く）、配電盤・電力制御装置製造業、電気溶接機製</p>

情報通信業	<p>造業、内燃機関電装品製造業、その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）、その他の民生用電気機械器具製造業、電球製造業、X線装置製造業、電気計測器製造業（工業計器、医療用計測器などを除く）、医療用計測器製造業、携帯電話機・PHS電話機製造業、無線通信機械器具製造業、ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、ビデオ機器製造業、デジタルカメラ製造業、電気音響機械器具製造業、パーソナルコンピュータ製造業、その他の附属装置製造業、自動車製造業（二輪自動車を含む）、自動車車体・附随車製造業、自動車部分品・附属品製造業、船舶製造・修理業、船体ブロック製造業、航空機製造業、航空機用原動機製造業、その他の航空機部分品・補助装置製造業、フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業、その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、自転車・同部分品製造業、貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）製品製造業、貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）附属品・同材料加工業、その他の貴金属製品製造業、装身具・装飾品製造業（貴金属・宝石製を除く）、造花・装飾用羽毛製造業、ボタン製造業、針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業、その他の装身具・装飾品製造業、その他の楽器・楽器部品・同材料製造業、運動用具製造業、万年筆・ペン類・鉛筆製造業、毛筆・絵画用品製造業（鉛筆を除く）、その他の事務用品製造業、漆器製造業、麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業、その他の生活雑貨製品製造業、看板・標識機製造業、工業用模型製造業、情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）、眼鏡製造業（枠を含む）、電気通信に附帯するサービス業、ラジオ放送業（衛星放送業を除く）、映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く）、テレビジョン番組制作業（アニメーション制作業を除く）、映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業、レコード制作業、ラジオ番組制作業、新聞業、広告制作業、ニュース供給業、その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業</p>
運輸業，郵便業	<p>普通鉄道業、軌道業、モノレール鉄道業（地下鉄道業を除く）、鋼索鉄道業、索道業、その他の鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く）、特別積合せ貨物運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、外航旅客海運業、外航貨物海運業、沿海旅客海運業、沿海貨物海運業、港湾旅客海運業、河川水運業、湖沼水運業、船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く）、内航船舶貸渡業、航空運送業、港湾運送業、利用運送業（集配利用運送業を除く）、運送代理店、鉄道施設提供業、道路運送固定施設業、飛行場業、海運仲立業、他に分類されない運輸に附帯するサービス業</p>
卸売業，小売業	<p>各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）、その他の各種商品卸売業、繊維原料卸売業、糸卸売業、織物卸売業（室内装飾繊維品を除く）、男子服卸売業、婦人・子供服卸売業、下着類卸売業、その他の衣服卸売業、寝具類卸売業、靴・履物卸売業、かばん・袋物卸売業、その他の身の回り品卸売業、米麦卸売業、果実卸売業、食肉卸売業、生鮮魚介卸売業、その他の農畜産物・水産物卸売業、砂糖・味そ・しょう油卸売業、酒類卸売業、乾物卸売業、菓子・パン類卸売業、飲料卸売業（酒、牛乳などを除く）、茶類卸売業、その他の食料・飲料卸売業、セメント卸売業、塗料卸売業、プラスチック卸売業、石油卸売業、鉄鋼粗製品卸売業、鉄鋼一次製品卸売業、空瓶・空缶等空容器卸売業、非鉄金属スクラップ卸売業、古紙卸売業、農業用機械器具卸売業、建設機械・鉱山機械卸売業、金属加工機械卸売業、その他の産業機械器具卸売業、自動車卸売業（二輪自動車を含む）、自動車部分品・附属品卸売業（中古品を除く）、計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売</p>

卸売業、小売業	業、荒物卸売業、室内装飾繊維品卸売業、陶磁器・ガラス器卸売業、その他のじゅう器卸売業、化粧品卸売業、紙卸売業、金物卸売業、肥料・飼料卸売業、スポーツ用品卸売業、たばこ卸売業、ジュエリー製品卸売業、他に分類されないその他の卸売業
金融業、保険業	生命保険媒介業
不動産業、物品賃貸業	建物売買業、貸事務所業、土地賃貸業、その他の不動産賃貸業、貸家業、貸間業、駐車場業、不動産管理業、その他の各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業（建設機械器具を除く）、建設機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、映画・演劇用品賃貸業、音楽・映像記録物賃貸業（映画フィルム賃貸業などを除く）、他に分類されない物品賃貸業
学術研究、専門・技術サービス業	デザイン業、芸術家業、翻訳業（著述家業を除く）、通訳業、通訳案内業、他に分類されない専門サービス業、建築設計業、その他の土木建築サービス業、写真業（商業写真業を除く）、商業写真業
宿泊業、飲食サービス業	旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、リゾートクラブ、他に分類されない宿泊業
生活関連サービス業、娯楽業	普通洗濯業、洗濯物取次業、リネンサプライ業、理容業、美容業、一般公衆浴場業、その他の公衆浴場業、洗張・染物業、リラクゼーション業（手技を用いるもの）、ネイルサービス業、他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業（旅行業者代理業を除く）、旅行業者代理業、衣服裁縫修理業、火葬業、墓地管理業、葬儀業、結婚式場業、冠婚葬祭互助会、結婚相談業、結婚式場紹介業、写真プリント、現像・焼付業、他に分類されないその他の生活関連サービス業、映画館、劇場、興行場、劇団、楽団、舞踏団、演芸・スポーツ等興行団、競輪場、自動車・モータボートの競走場、競輪競技団、自動車・モータボートの競技団、ボウリング場、フィットネスクラブ、遊園地（テーマパークを除く）、テーマパーク、ゲームセンター、遊漁船業、芸ぎ業、カラオケボックス業、娯楽に附帯するサービス業、他に分類されない娯楽業
教育、学習支援業	博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、音楽教授業、外国語会話教授業、他に分類されない教育、学習支援業
サービス業（他に分類されないもの）	ごみ処分業、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業、その他の自動車整備業、時計修理業、履物修理業、職業紹介業、労働者派遣業、複写業、ビルメンテナンス業、その他の建物サービス業、警備業、ディスプレイ業、他に分類されないその他の事業サービス業（集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く）を除く）、集会場

IV 申請手続き

(1) 申請書類

以下の点に留意して申請書類を提出してください。

- ・必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。
- ・申請書類の返却はいたしません。

	申請書類一覧	チェック
①	令和4年度原油価格高騰等対策君津市中小企業者支援助成金交付申請書兼請求書（別記様式）	<input type="checkbox"/>
②	登記事項証明書の写し	<input type="checkbox"/>
③	補助対象経費の支出がわかる書類 （ガソリン、灯油、軽油、重油を燃料費に勘定している場合） ・損益計算書の写し※1 （ガソリン、灯油、軽油、重油を燃料費以外で勘定している場合） ・損益計算書の写し + 総勘定元帳※2の写し又は領収書の写し※3 ※1 直近又はその1期前のもの、どちらか有利な方を選んでください ※2 補助対象経費に該当する部分をマーカー等で着色してください ※3 全ての領収書の金額を集計したうえで集計表（様式は任意）と併せてご提出ください。	<input type="checkbox"/>
④	申請書類チェックリスト	<input type="checkbox"/>

3 支給の決定等

申請書を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められたときは、申請書に記載の口座に振り込みます。(振込通知等は発送されません。申請から1か月経過しても振り込まれない場合はお問合せください)

なお、却下の決定をしたときは、その旨と理由をお示しします。

V その他留意事項

- (1) 本補助金の決定後、対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、補助金を返金するとともに、加算金を支払うこととなります。
- (2) 市は必要に応じて、申請内容の状況について調査する場合があります。その場合、支給対象者は市に協力するとともに、速やかに状況を報告願います。
- (3) 支給対象者は、本補助金の申請にかかる書類一式について、帳簿及び全ての証拠書類を備えておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類を令和2年度から5年間、保存しておかなければなりません。